

論 説

デモクラティック・ピース論の現在的位相

麻 生 多 聞

緒 論

- 1 章 国際社会観と DP 論
- 2 章 DP 論に対する批判
- 3 章 DP 論の可能性
- 4 章 カントとの関連性
- 5 章 終 章

緒 論

デモクラティック・ピース論（以下、DP 論）という国際政治理論がある。「民主主義国家間では戦争は殆ど起こらない」、「民主主義国家同士の組み合わせは、それ以外の組み合わせ（民主主義国と非民主主義国、又は非民主主義国同士）と比べて戦争に至る頻度が低い」⁽¹⁾、という DP 論は、20 世紀末の国際政治学のニュー・モードとなった。DP 論の創始者ラセットは、計量分析に基づくかような現象を説明するために、「民主国では、紛争は暴力的にではなく裁定・交渉など客観的観点から解決されるべきという規範が共有されている。この規範が対外的にも適用される結果、民主国

(1) Bruce Russett, *Grasping The Democratic Peace*, 1993. Michael Doyle, "The Voice of the People: Political Theorists on the International Implications of Democracy", Geir Lundestad, ed., *The Fall of Great Powers : Peace, Stability and Legitimacy*, 1994.

間では武力行使による紛争解決は選択されない」という規範論と、「民主国においては、政治指導者に対する制度的拘束条件が武力行使による紛争解決を回避せしめる」という制度論を示した。しかし、21世紀におけるアメリカの帝国主義的政策が拡大し、多国間主義という国際政治のメタ公共財が喪失されつつある現状を鑑みて、DP論が持つ危険性が認識されるに至った。「平和の確保に向けた処方箋の提供」という根源的動機にもかかわらず、DP論は新保守主義者によるアメリカの帝国主義的軍事介入正当化という役割を果たしてきた⁽²⁾。例えばクリントンは、その政権獲得に至る選挙過程において明らかにDP論の立場からの演説を展開したが、その後のアメリカの政策は明らかにDP論と順接関係にある⁽³⁾。かような状況の中で、本稿は、法治国家において達成されるべき法的枠組を世界市民法のレベルまで拡大しようと意図するカントの平和思想を根拠とし、「民主化のための介入」という他国の体制転覆までも容認する理論の唱道者としてカントを結果的に位置づけたDP論の営為に対して疑義を示したい。近年、DP論においては、「古典的DP論」の理論的欠陥を克服するという形で修正が加えられてきたが、この「修正DP論」ですらも、カントとは順接しえない。カントの国際安全構想が武力的介入によって体制転換を図りつつ実現されるものたりえないことを確認し、かような立場に対するオルタナティブとして、日本国憲法第9条という規範⁽⁴⁾がいかに機能しう

(2) 篠田英朗『平和構築と法の支配・国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社、2003年、54頁。

(3) 「市民により政権担当者が選出される国家は、そのような政治制度を持たない国家と比較すると、貿易・外交的観点において信頼のおけるパートナーとなる可能性が高く、さらに平和に対する脅威を示す可能性も低い」G. John Ikenberry, "Democracy and the National Interest", *Foreign Affairs*, vol. 75, 1996, at 47.

(4) 樋口陽一は、かつて次のように述べた。「1938年のミュンヘン以降、平和主義を説くことが困難化した。しかし、ミュンヘンの亡霊によって建設的議論が封じられているのではないか。スターリンに向かっていたいかにヒトラーを宥和したのがミュンヘンなら、ホメイニに立ち向かっていたいかにサダム・フセイン相手に8年間世界中が「ミュンヘン」をやってきたのではない

るのかという視点から考察することとしたい。

1 章 国際社会観と DP 論

考察の劈頭において、DP 論が検討の対象とする国際社会について、これに対する視座の整理をしておこう。川上高司による整理⁽⁵⁾が有用であるので、ここでは川上の研究に依拠しつつ考察することとしたい。国際関係の分析に際して採用される可能性を持つ国際社会観としては、次のような選択肢がある。

第1にウェストファリア・モデルであり、これは1648年ウェストファリア条約を契機として成立した近代国家体制を意味する。主権国家のみに条約締結権限が認められ、非主権的政治単位は国際社会における法的主体性を否定される。

そして第2にフィラデルフィア・モデルであり、冷戦崩壊後、米国を中心として、人権蹂躪政府やテロ支援政府を転覆させ民主的政権を樹立する国家創造活動が増加した事実に着目する。ラセット的な思考と親和性を持ち、体制転覆を含む「民主化のための介入」を正当化する。米国において

か。「ミュンヘンを繰り返すな」と平和主義を非難する立場は、1948年ブラハ、1956年ブダペスト、1968年ブラハに軍事介入をしなかった。1989年11月9日に代表されるような、ほぼ無血の東欧解放は、それを待ち望んでいた人々には長すぎる犠牲を強いたとしても、だからといって、もっと早く「正義の戦争」をした方がよかったというべきなのか」「現代は、「ミュンヘンの教訓」が強調される方向に進んでいる。「ミュンヘンの教訓」は、「人権・生命が目前で破壊されているのをただ見ているだけなのか」という声と結合するとき、一層強力になるからである。1999年ユーゴ空爆のように、人道活動家が人道を語るとき、それが軍事介入による新しい大量の犠牲をひきおこす。「ミュンヘンの教訓」へのこだわりを現実問題として強めるような事態は、ますます多発している。しかし、そのような立場からの対応そのものが、「ミュンヘンの教訓」の無力さを裏書することにもなっている。この袋小路から抜け出す知恵を、憲法9条の中からしばり出してゆくべき必要性和必然性が、ますます強くなっている」樋口陽一『憲法と国家』岩波新書、1999年、191-192頁。

(5) 川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』同文館出版、2004年、135-169頁

は、南北戦争までは国家に相当した州が、主権国家というよりも自由民主主義としての共通性を強調した体制を、フィラデルフィアの枠組と呼称した。行動主体たる自由民主主義の結合体として、自由民主主義拡大を志向する。かような視座に立脚しつつ近年の国際社会に我々が向き合うとき、9・11以後、カント・モデルへの移行、すなわちフィラデルフィア・モデルのグローバル化が促進されている歴史的事実が確認されることになる。自国の安全保障を脅かす国家に介入し、国家の「領土」と「国民」の枠組みは残しつつ、「主権」を換骨奪胎、「民主化」し、米国の価値観で統一された国際社会へ連続していくことになる。しかし、フィラデルフィア体制普遍化の過程でハンチントンの「文明の衝突」が生ずれば、別の意味でのウェストファリア体制崩壊となり、主体の多様化がもたらされることになる⁽⁶⁾。

9・11以降、テロという非国家的主体を対象とする「セキュリティ・ジレンマ」⁽⁷⁾に陥り、テロ支援国家をフィラデルフィア化（国家構成要素のうち、領土、民族は変更せず、主権のみアメリカ的価値に染まったものに転換）することが目指されてきた。しかし、テロは非国家的主体であるがゆえに、その対象化がきわめて困難である。国家を対象とするウェストファリア・モデルでは、抑止も機能し、「セキュリティ・ジレンマ」を回避できたが、所在の特定が不可能な非国家的主体という実質をもつテロが相手では、それは不可能となる。そこで、テロとの関係が不明確な国家が、テロ支援という名目の下で、対テロ戦争の標的となる。非国家的主体であるテロに対して有効な対策を有しえないがゆえに、対テロ戦争を「テロ支援国家」への戦争に転換し、抑止の可能性を見出そうというアメリカの現状がある。そして、国際法上の自衛権行使の要件に適合しない事例において、「民主化」を掲げつつ先制攻撃に及ぶアメリカが、自らこのモデルを再生

(6) 川上、前掲註5、164-165頁。

(7) Robert Jervis, "Cooperation under the Security Dilemma", *World Politics* vol.30, no.2, at 167-174, 1978.

産している事実がある。

かような観点から、民主主義拡大政策はパクス・アメリカナというイデオロギーを促進するものであり、国内事項不介入原則を否定する覇権的イデオロギー装置にすぎない。DP論は、かような政策を理論的に支える機能を不可避免的に果たすことになる。

2章 DP論に対する批判

ウォーラーステインの「世界システム論」⁽⁸⁾は、国際関係において中心と周辺という二極化構造を見出し、その帝国主義的支配を非難するものであった。かような問題を促進するものとして、DP論に対する批判が蓄積されてきた。

まず第1に、計量分析の文脈において、DP論は国家関係をバイラテラルに分析するものであるため、「民主主義」の先進資本主義諸国と「非民主主義的」発展途上国との間の南北間対立というシステム・レベルの問題を研究射程からカテゴリカルに除外している⁽⁹⁾。「民主主義制度はシステム中心部においては安定的だが、周辺部ではその維持が困難」という仮説が妥当なら、民主主義拡大のためには中心・周辺の間の格差の縮小が必要だが、世界資本主義の中心と周辺の間の格差は維持、ないし拡大しているという現状から考えて、その構造的要因を除去しないかぎり、「民主主義を拡大することで国際安全保障環境をより平和なものにする」というデモクラティック・エンラージメント政策は失敗を余儀なくされる。民主主義国家間の平和とは、世界システム中心部の利益を、所有・個人主義という価値擁護というメタ戦略のもとに守る平和であり、中心の周辺に対する支

(8) Immanuel Wallerstein, "The Rise and Future Demise of the World Capitalist System: Concepts for Corporative Analysis", *Comparative Studies in Society and History*, vol.16, 1974.

(9) 石田淳「国内政治体制と国際紛争—デモクラティック・ピース論再考」平和研究22号, 1997年, 37頁

配の正統化をはかるイデオロギーの構成要素となる危険性がある。構造的暴力の不在という次元に及ぶ「積極的平和」の保障という点からみた不十分性が認識される必要がある⁽¹⁰⁾。

次に、民主制国家間では相互に相手国の選好を把握しやすいがゆえに、交渉による紛争解決手段を選択する国家の選好というものは、国内政治体制に依存すると説明する、DP 論の制度的説明が問題となる。民主制国家間では相互に相手国の選好を把握しやすいという前提、とりわけ戦争開始をめぐる選好の把握が民主制国家間においては容易という前提には、実際には大きな疑問符が伴う。開戦という選択肢の評価は戦争の勝敗に対する国家の判断だが、これは戦略的な国家軍事機密であるがゆえに、これに関する私的情報は不完全であることを免れず、それは民主国家間にあっても同様である。紛争主体たる 2 つの国家にとって、ともに合意可能な平和解決がパレート曲線上に存在しているにもかかわらず、パレート非効率な戦争という選択肢が選択されるのは、相手国の戦争の期待利得を把握するために必要な情報が完全ではないため、双方が合意可能な平和的解決範囲の特定が困難化するためである⁽¹¹⁾。ゆえに DP 論の制度的説明には大きな欠陥がある。

レインは、本来であれば分析の対象に加えられるべき事例が多く漏れているため説得力を欠くとして、DP 論が根拠とする計量分析の欠陥を指摘する。レインの主張において印象的なのは、アメリカの諸州間の戦争 (the War between the States) を DP 論が意図的に排除する点に対する批判⁽¹²⁾である。DP 論が諸州間の戦争を排除する理由は、主権国家間の国際紛争ではなく、1 国の国内紛争にすぎないからだというのが⁽¹³⁾、DP 論が

(10) Johan Galtung, "A Structural Theory of Imperialism", *Journal of Peace Research*, vol.8, 1971

(11) James Fearon, "Rationalist Explanations for War." *International Organization*, vol.49-3, 1995

(12) Christopher Layne, "The Myth of the Democratic Peace", *International Security* vol.19-2, 1994, at 40-41

その規範理論において、民主制内部で機能する平和的な規範・文化が民主制国家間関係において外面的に発現すると考える以上、諸州間の紛争がDP論の因果的ロジックの中心に位置するはずとレインは主張する。民主的な規範・文化が「民主制間」の開戦を阻止できないのなら、民主制国家間の戦争を阻止できるというDP論の主張は説得力を失うのである。連邦制における民主的諸州間の事例において、DP論の核心的なロジックは機能不全に陥っている。1816年という時点では、アメリカは強固に結合された民主的な「合衆国」であったが、かような枠組において戦争の阻止ができないのであれば、アナーキーで競争主義的、自助的な国際政治領域において武力紛争が阻止されるなど、到底信じられないというのである。

さらに、第1次世界大戦とヴィルヘルム・ドイツの関係についてもレインは指摘する。ドイル自身、当時のドイツが民主制か否かは難問だとし、国内政治の観点からは民主的だったが対外政策の観点では民主的ではなかったと結論している⁽¹³⁾。帝政ドイツは、その執政権につき帝国議会に責任を負わなかったがゆえに、対外政策が専制的だったとドイルは説明し、DP論の破綻を回避しようとした。しかし、当時の英、仏といった国家と同程度の民主制国家として、ヴィルヘルム・ドイツは評価されるべきとレインは主張する。英、仏においても、対外政策決定権限を握れるのは貴族、富裕層のみであり、外交権は執政権に集中、議会の統制から独立していた。そしてこの両国が民主制国家と位置づけられていたことを前提とすれば、外交権を議会が統制できなかったという点のみをもって、この時期のドイツが「非民主的」だったと位置づけることは不合理ということになる。

第2に、「民主主義」、「戦争」といった概念の指標化段階における問題がある。統計的相関関が認められるとしても、その計量分析が何を意味す

(13) Russett, *Supra* note 1, at 17

(14) Michael Doyle, "Kant, Liberal Legacies and Foreign Affairs", part 1, at

るのかは自明ではなく、「民主制」、「戦争」という概念の操作化が、計量分析に先行する理論に裏打ちされた妥当なものでなければ過剰定式化や過小定式化を招くことになる。DP 論は、経験的研究が理論的研究に先行するという特殊な出自を持つが、これは近年の国政政治理論のいずれもが、経験的研究に先行する理論的研究を具備していたことと対照的である⁽¹⁵⁾。DP 論はダールのポリアーキー論⁽¹⁶⁾に準じた「民主主義」の定義という手法を採用する。自由化の次元、包括性の次元の縦軸、横軸により構成される理論的次元において、閉鎖的抑圧体制、競争的寡頭体制、包括的抑圧体制、ポリアーキーという4つの体制が観念される。ポリアーキーとは、かなりの程度の民主化、自由化を備えた体制である。現実の国際関係に当てはめると、ポリアーキーと位置づけられる国家と、それへの移行過程にある国家、閉鎖的抑圧体制と位置づけられる国家が共存している。ポリアーキー国家と閉鎖的抑圧体制国家を同様に扱うことには無理がある。政治発展段階の差異を考慮せず、同じ枠組で捉えることは非合理的である。国家の発展段階に応じて「国家」概念の変容が看取されなければならない。かような観点から、「国家」を基本的な変数とし、通時的に諸国家の政治発展を分析したロッキンの研究が参考とされるべきである⁽¹⁷⁾。ポリアーキーはヘゲモニー的ボキャブラリーの1つにすぎず、有効な指標ではない。ポリアーキー概念とは、「実質的に意思決定を小集団に委ね、大衆の政治参加を、選挙を通じてのリーダー選出に限定するシステム」であり、「権威主義体制以上に、現存する不平等をうまく正統化する機能をもったエリート支配の一形態」と見る立場を鑑みれば、一見実証主義的な民主主義の定義が実際には問題を孕んでいる。とりわけラセットの研究は、古代ギリシア都市国家から近代国家、さらにはニューギニアの

(15) 石田、前掲註9、36頁

(16) Robert A. Dahl ed., *Political Oppositions in Western Democracies*, 1966

(17) Stein Rokkan and Derek W. Urwin eds., *Economy, Territory, Identity: Politics of West European Peripheries*, 1983

部族社会を同列に並べる点において、バイアスのかかった認識枠組といわざるを得ない。

また、「戦争」の定義について、国家政府の正規軍の間で発生した交戦で、1000人以上の戦死者が出たものとする点につき、内戦や植民地戦争といった「低強度紛争」(low intensity conflict)の除外は、結果として低強度紛争の容認につながる。冷戦終焉後、非国家が関与する武力紛争が支配的な形態になりつつあるのに、結果的に国家間の戦争だけを取り上げて平和を論ずる点において、DP論は国家中心のパラダイムの陥穽に陥っている。また、「平和」についても戦争の不在という「消極的平和」に限定するが、構造的暴力というシステムレベルの暴力と一国平和主義の共犯関係を容認することになり、構造的暴力不在という積極的平和概念の必要性⁽¹⁸⁾が看過されている。結局、DP論は、バクス・アメリカナ・パート2時代のヘゲモニー的グランド・デザインにすぎない。

第3に、ラセットの「規範理論」⁽¹⁹⁾が問題となる。DP論の「規範理論」は、民主主義国と非民主主義国の間における戦争発生確率が、非民主主義国同士の間における戦争発生率よりも高いという現象を論理整合的に説明できない。ラセット自身、後になってこの規範理論を放棄している⁽²⁰⁾。計量分析の文脈ではバイラテラルな考察をするのに対し、理論的考察、とりわけ「規範理論」ではユニラテラルな考察手法がとられている。国際政治現象は各国政府の対外政策の選択の集合体であるという意味での「マクロ性」、さらに、国際政治現象は各国政府による政策選択自体が、その決定に直接・間接に関わる国内の政治的行動選択の集合的帰結であるという意味での「マクロ性」を備える「二重のマクロ性」により特色づけられる⁽²¹⁾。このマクロ性を完全に捨象し、対外政策の選択が一方的

(18) Galtung, *Supra* note 10.

(19) Russett, *Supra* note 1, at 35.

(20) Bruce Russett and John Oneal, *Triangulating Peace: Democracy, Interdependence, and International Organizations*, 2001.

(21) 石田、前掲註9、39頁

当事者の選好のみから説明されるという分析視座を、ラセットの DP 論はとっている。計量分析においてバイラテラルなデータを用いるならば、理論構成もバイラテラルな視座から進められなければならないのであり、ラセットの DP 論はこの点においても批判を免れえない⁽²²⁾。

3 章 DP 論の可能性

以上において、DP 論に対する批判の蓄積が確認された。DP 論には、最早いかなる有効性も認められえないのか。かような立場をとらず DP 論の可能性を見出そうとする研究の展開が近年見られるので、これらに依拠しながら DP 論の可能性を検討してみたい。まず、DP 論の制度的説明、すなわち、中央政府の選好の国内政治的起源を強調する DP 論の脆弱性(批判①)についてである。この課題については、栗崎周平がこの課題に取り組んでおり、最新の邦語研究たる栗崎の研究を参照しながら考察したい⁽²³⁾。

民主制国家間では相互に相手国の選好を把握しやすいがゆえに、交渉による紛争解決手段を選択する国家の選好というものは、国内政治体制に依存すると説明するのが DP 論の制度的説明である。しかし、開戦という選択肢の評価は戦争の勝敗に対する各国家の判断であり、これは軍事的・戦略的な国家軍事機密であるがゆえに、これに関する情報は不完全であることを免れないと先に述べた。自国は知りえても、相手国は知りえない情報なので、「私的情報 (private information)」と呼ばれる。私的情報が存在する状況は「不完全情報 (incomplete information)」と呼ばれるが、これにより相手国の武力行使の期待効用が不確実化され、平和的紛争解決は困難化する。ラセットの DP 論はこの点を克服できていない。

(22) 同上, 39頁

(23) 栗崎周平「民主主義的平和」山本吉宣、河野勝編『アクセス安全保障論』日本経済評論社、2005年

しかし、かような不完全情報下で、各国政府の軍事能力や政治的意図に関する情報をシグナルとして伝達し、国家間対立における不確実性を低減しつつ、平和的解決の阻害要因を乗り越える有効なメカニズムとして、シグナル理論 (Costly Signaling)⁽²⁴⁾ が提唱されている。政府の行動は国際関係におけるコミュニケーション言語となり、政府のインセンティブな構造に属する情報をシグナルするものと考えられる。これは、情報理論的観点からみて、民主国間における情報の不確実性を低減するものと考えられる。戦争原因を国際紛争における情報の不完全性に求めるという立場をとる場合、民主的平和がなぜシグナルの精度を高めることができるのか。シグナル理論は、民主的政治体制の制度的特徴の1つである説明責任が政府のシグナリング能力を向上し、これが国際危機における不完全情報問題を克服し戦争回避を促進すると説明する。さらに、もう1つの民主体制の制度的特徴である選挙制度がかようなシグナリング能力をさらに強化し、結果として平和的な国際紛争解決の可能性が高められることを説明する。民主制の特徴的制度は選挙であり、説明責任制度を伴うことで国民（観衆）が政治指導者の責任を追及して処罰（内閣総辞職など）できる制度である。国際危機において一度武力行使の威嚇を行い、その威嚇を撤回することは政治指導者の政治的ミスを認めることになり、外交的威信の喪失を招来する。威嚇撤回などによる外交的威信の喪失により、支持率低下や引責責任、選挙敗北といった政治コストを被ることは不可避となる。かような政治コストは観衆費用 (audience costs) と呼ばれる⁽²⁵⁾。この観衆費用が大きいほど、政府が国際危機における不完全情報を利用して開戦に関するインセンティブな情報を操作・誇張する誘因が低下する。逆に観衆費用が小さければ、観衆費用による政治的リスクも低下するため、国際危機におい

(24) James Fearon, "Domestic Political Audiences and the Escalation of International Disputes", *American Political Science Review*, vol.88, at 577-592. Kenneth A. Schultz, *Democracy and Coercive Diplomacy*, 2000.

(25) *Ibid.*

て武力行使の威嚇撤回は容易化し、挑発的駆け引き外交を展開して私的情報の操作・誇張の反復が可能となる。

観衆費用の大きさは、観衆たる国民による政治指導者に対する責任追及とそれに続く処罰がどれだけ現実的であるかによって変動するため、非民主国に比べて民主国における観衆費用は大きくなる。ゆえに、民主制の下では、開戦の政治的決意がよほど大きなものでないかぎり武力行使の威嚇は行えないため、観衆費用が軍事的行動を抑止する。他方、1度武力行使威嚇が行われれば、その政府の政治的決意がよほど大きなものであると推測されることになる。相手国がその威嚇に伴う外交的要求を受容しなければ、撤回に伴う観衆費用を避けるために、やむを得ずその威嚇を実行し、開戦を決断せざるをえない状況が起こると予期される。民主国の観衆費用は非民主国のそれより大きく、民主国はシグナル伝達能力が非民主国より高いため、不確実性を効果的に低減可能となるわけである。観衆費用モデルは、カント『永遠平和のために一哲学的草案』（以下、『永遠平和論』）における第1確定条項の発展系譜上に位置づけられる。戦争による人的・物的コストを個人的に負担する国民が政治的意思決定の最終的主体であり、大統領や議会制内閣といった政治指導者を選出する民主制度では、政治指導者は政治的コストを考慮に入れつつ開戦決定せざるをえない。カントは、社会の成員が人間として自由であるという原理、すべての成員が唯一で共同の立法に従属することの諸原則、すべての成員が平等であるという法則、この3つに立脚して設立された体制を「共和制」とし、この体制が永遠平和の条件であると論じた。武力行使という選択肢により国際紛争を解決することから得られる期待効用を、観衆費用は政治的リスクという点から抑制し、平和的な紛争解決が現実的に選択されることが予測される。ハスも「国内体制と政治的責任モデル」という枠組において、与党と野党の緊張関係、戦略的相互作用により、武力行使が抑制されると説く⁽²⁶⁾が、

(26) Paul K. Huth and Todd L. Allee, *The Democratic Peace and Territorial Conflict in the Twentieth Century*, 2002, at 68-100.

ハスは観衆費用という用語こそ用いていないとしても同様の観点に立脚している。以上の立場は、国家間関係における政府の対外的行動原理が、国内政治の対内的行動原理と不可避的關係にあるという視座から考察する。古典的 DP 論が欠いていた理論構成におけるバイラテラリズムの視座から考察する近年の DP 論は、その理論的考察の出発点をラセットと異なる手法で設定し、かような過程により古典的 DP 論修正が可能となる。関連して、「国内政治制度は対外的な要因により規定される」という観念を取り入れることが必要となる。ラセット的なダイアッド的視座ではなくシステムミックな国際構造によって、国内政治制度のあり方や、対外政策の方向性も決定されるという視座⁽²⁷⁾こそ、国内政治制度と対外政策の関連性を説明できる。

観衆費用論について、最近の研究は更なる精緻化を目指している。シュルツによれば、観衆費用の機能は次のような形をとることもある。すなわち、国際紛争に際し、政権担当者が当該紛争からの撤退（retreat）に対して政治的リスクを負う⁽²⁸⁾。従来の観衆費用論は、民主国家による軍事的威嚇には非民主国のそれよりも信憑性があり、非民主国は政治的コストが低いがゆえに、軍事的威嚇の展開後にそれを撤回することも容易だが、民主国の場合はそうはいかないと説明してきた。これは、高い観衆費用の存在により、民主国の政権担当者は対決的な対外政策を選ばざるをえない状態が生じうることを指す。このように考えると、観衆費用が高ければ、民主国は軍事的政策の採用に慎重になるという結果のみならず、観衆費用の高さゆえに、民主国の政権担当者が強硬的な軍事政策をとらざるをえないという結果が生まれる可能性も認められなければならない⁽²⁹⁾。1938年のミュンヘン宥和政策が第2次大戦を招いたとする議論を踏まえ、「ミュン

(27) Brian M. Downing, *The Military Revolution and Political Change: Origins of Democracy and Political Change*, 1992

(28) Kenneth Schultz, *Democracy and Coercive Diplomacy*, 2001

(29) Huth, *Supra*, note 26, at 290

ヘン融和主義者 (Munhener)」というレッテルを恐れた政治指導者が戦争瀬戸際政策を展開してきた事例に対し、デコンデは、米国の歴代政権による対外政策決定過程においてミュンヘン・アナロジーの影響を強調する⁽³⁰⁾。民主制における世論が武力行使を促進することもあるという視点は重要である⁽³¹⁾。この2つの視座の関係については、「撤退」の観衆費用を重視する最近の観衆費用論が、従来の慣習費用論を否定しようとしていると考えるべきではなく、従来の観衆費用論が看過していた要素にも焦点を当て、観衆費用論を補強するものと解すべきだとハスはいう⁽³²⁾。民主制の程度について分ける必要があり、観衆費用にも色々な型があることを最近の観衆費用論は示唆している。民主制国家の中でも、弱い野党(政敵)しか存在しない「民主制国家」に対しては、この国家の政権担当者が政治的に安定的立場にあり、従って軍事的威嚇をエスカレートすることも撤回することも十分にありうることを把握しているがゆえに、この国と紛争関係にある民主国は攻撃を自制することが考えられうる。観衆費用論の文脈においても、「民主制」のあり方に様々な態様がありうることを考慮し、分析対象を個別的に検討する必要性が認められるということである。また、対外的なコスト計算では説明できない事例が存在することも最近の観衆費用論は示唆しており、1939年、1940年のフィンランドがとった対ソ連開戦決定、フォークランド紛争におけるイギリスの対アルゼンチン戦争政策、1982年イスラエルによるレバノン侵攻、1963年インドネシアの対マレーシア武力衝突など、政治的コスト計算によって答えが出るはずの観衆費用論によって説明できない事例がある⁽³³⁾。近年における観衆費用の理

(30) Alexander DeConde, *Encyclopedia of American Foreign Policy*, 2nd. Ed. vol.2, 2002, at 443

(31) Miriam F. Elman, "Testing the Democratic Peace Theory", Elman ed., *Paths to Peace: Is Democracy the Answer?*, 1997, at 483

(32) Huth, *Supra*, note 26., at. 289

(33) 観衆費用論は、対外的政策によりもたらされるコスト分析に基づく考え方であり、「民主国家間に戦争はおこらない」という DP 論とは異なる文脈に自ら

論的精緻化は、観衆費用論をめぐる邦語の最新の業績である栗崎の研究でもフォローされておらず、補われる必要がある。かようなDP論は、各国政府による古典的功利主義的行動に基づく戦略的相互作用の帰結として不戦構造が観察されるにすぎず、倫理的な動機づけによってもたらされるものではない点に注意すべきである⁽³⁴⁾。

4 章 カントとの関連性

DP論の思想的基礎としてカントを捉える論者は、『永遠平和のために一哲学的草案』第1確定条項がその根拠であると主張する。この解釈は正しいのか。近年における、ハーバーマスの正戦論的見解を手がかりに、DP論におけるカントの位相を明らかにしたい。

ホプズとカントの対比により、アメリカのホプズの使命を説くケーガンに対し、カント的理念の重要性を説くハーバーマス、という図式⁽³⁵⁾をみることができる。しかし、ハーバーマスは「カントの平和理念」の体现者というのか？ 1991年湾岸戦争へのコミットをハーバーマスは表明したハーバーマスによれば、湾岸戦争における連合軍は、「世界内政における警察権の行使 (eine polizeiliche Aktion im Weltinnenpolitik)」である⁽³⁶⁾。「人道的介入」としての武力行使を容認するハーバーマスは、たとえ国際法に基礎づけられた実定法的正当性を欠くとしても、「人道的介入」

をおく点に注意せよ。従って、観衆費用論で説明がつかない各国の開戦決定が多数存在することは、DP論を脅かすものではない。フォークランド紛争では、アルゼンチンは陸軍司令官レオポルド・ガルチェリによる軍事政権が存在していた。インドネシアも、1963年にはスカルノによる軍事独裁政権があった。82年当時のレバノンには内戦状態にあった。

(34) 同上、142頁

(35) 北村治「世界市民法と人道的介入—カントとハーバーマスの国際政治思想」政経研究第84号、2005年、17頁

(36) Jürgen Habermas, *Vergangenheit als Zukunft : Das alte Deutschland im neuen Europa*?, 1991

は国際法を世界市民法へと転換せしめる過程であり、容認されるべき行為ということになる⁽³⁷⁾。権益志向型偏向的軍事介入という批判を免れえない国連の集団安全保障体制について、ハーバーマスは、カント的世界市民社会を実現するために必要と考える。さらに、99年ユーゴ空爆についても、これを「人道的介入」として支持した。

ユーゴ空爆は安保理決議を獲得できないまま実施された。ハーバーマスは、現在という時間を国際法から世界市民法への移行過程とし、国家主権に縛られる市民が国家主権の限界を超える世界市民へと跳躍するために、かような「人道的介入」は不可避的な行為という。ゆえに、ユーゴ空爆を根拠づける規範として、ハーバーマスは、「未来の民主的な世界市民社会を先取りするという営み」を挙げ⁽³⁸⁾、実定法による強制力ではなく、「単なる道徳規範」に根拠づけられるものと述べる。「主権国家間の戦争を抑制するにとどまる古典的国际法秩序を、法的世界市民秩序に置換すること」を要請するハーバーマス⁽³⁹⁾は、「倫理的で国際政治関係において破滅的結果をもたらしかねない心情的平和主義」⁽⁴⁰⁾と一線を画すものとされるが、かような立場はカントと整合するのであろうか。

ハーバーマスと、カント『永遠平和論』の間には、大きなギャップがある。ハーバーマスは意図的にカントの平和思想を修正したものと思われる。例えば、統治機関の道徳的自己抑制のみに依拠するカント的国家連合モデルの非現実性を、ハーバーマスは既に指摘している⁽⁴¹⁾。また、啓蒙という倫理的要因によるカント的平和実現プロセスに対しても、ハーバー

(37) Jürgen Habermas, “Bestialität und Humanität: Ein Krieg an der Grenze zwischen Recht und Moral”, *Die Zeit*, Nr.18, 1999. 4. 29

(38) *Ebd.*

(39) *Ebd.*

(40) Ludger Volmer, “Was bleibt vom Pazifismus”, *Frankfurter Rundschau*, 2002. 1. 7.

(41) Jürgen Habermas, “Kants Idee des Ewigen Friedens-aus dem historischen Abstand von 200 Jahren”, *Kritische Justiz*, 28. 1995, s.295.

マスは辛辣な批判を加えている⁽⁴²⁾。ここで我々は、ラセット、ドイルによる従来の DP 論とハーバーマスの間に親和性を認めることができるが、この DP 論とカントは順接関係にはありえないし、またハーバーマスとカントも順接関係にはありえないことに気付かされる。様々な論者による、「古典的 DP 論は、カントを思想的根拠としている」という見解は、大きな誤りを含むものである。カントが含意していた思想は、外圧による「外からの民主化」を志向するものではなく、「内からの民主化」という方向性だったはずである。内在的に市場民主主義体制への移行を誘導させることがカント的議論と親和的に調和する。その根拠としては、第 5 予備条項における他国への暴力的干渉禁止規定が挙げられるべきである。カントを典拠として「人権を擁護するための戦争は正戦」と説くテソンのような正戦論⁽⁴³⁾は、最上敏樹⁽⁴⁴⁾が適切に指摘するように、恣意的であるとの評価を免れない。

また、第 3 確定条項において「訪問権」が保障されており、例えば古典的 DP 論者であるドイルは、この訪問権に基づいて自由主義的経済論の枠組における商業的相互依存の発生を予期しつつ、DP 論へと連続せしめていく（つまり、民主制と同義の共和制という国内体制の伝播により平和が実現するという立場）。しかし、カントは第 3 確定条項の訪問権主体性につき、「外国」と述べており「共和国」に限定していないため、「共和国間における訪問権保障」という古典的 DP 論の基礎的概念は導出されないこととなる⁽⁴⁵⁾。従って、共和国のみならず、非共和国との関係においてもカント的「訪問権」は想起されうることになり、古典的 DP 論における「民主国

(42) 参照、拙稿「カント平和思想と立憲平和主義・両者間に認められる連続と断絶の関係」早稲田大学大学院法研論集90,91,92号,1999年

(43) Fernando R. Teson, *Humanitarian Intervention*, 1988.

(44) 最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか』岩波新書, 2001年, 134頁

(45) 永田尚見「2つのデモクラティック・ピース論」国際協力論集第6巻1号, 1998年

間の経済的相互依存関係確立による平和」というテーゼと完全には一致しえないどころか、カントが第3確定条項で「世界市民法」を訪問権に限定したそもそもの趣旨が、他国の政治体制への介入の正当化根拠として自らの思想が濫用されないようにする配慮であったことを鑑みれば、カント平和思想と古典的 DP 論は一致するものとは到底いえない。このような前提に立脚するならば、ハーバーマスによる近年の人道的介入肯定的議論とカントとの間のギャップは決して小さなものではないことが明らかとなる。DP 論との関係についても、従来のラセット、ドイル的 DP 論とカントが調和しえないことも明らかであろう。

5 章 終 章

従来の古典的 DP 論が胚胎していた問題点に対し、これを修正しながら現代国際関係における DP 論の可能性をなお肯定しようという営為の展開が確認された。システミックな南北国際関係における「北側」の、自己に有利な帝国主義的イデオロギー正当化装置として機能せざるをえない古典的 DP 論から離脱を図る近年の議論は、幾分その目的を達成しつつあるように見える。そして、かような修正が施された DP 論が、現在の日米による対外政策、すなわち、正戦論の観点から、国際紛争解決手段として軍事的介入を容認する立場を基礎づけないことも明らかとなった。ウォルツァーの正戦論は、国際法という文脈におけるウェストファリア以降の脱道徳的な法制化に対抗する意図を持つものだったが、カントは、かような正戦論を止揚する意図から『永遠平和論』を著した。戦争の道徳的正当化の普遍化不可能性の認識から出発するカントは、「立憲化 (konstitutionalisierung)」による法的状態において、統治者と被治者の同一性という共和制のあり方を重視した。グローバル化の中で、公共圏における世界市民の公的議論を欠いた国連の運用、とりわけ国連憲章7章という規範によるヘゲモニ的秩序の高まりという現状⁽⁴⁶⁾が、カントと親和的に評価されえない

ことはいうまでもない。

DP 論は、古典の功利主義的行動に基づく戦略的相互作用の帰結として不戦構造が観察されるにすぎず、倫理的な動機づけによるものではないという評価を先に紹介した。カントの平和思想が終局的に依拠するもの、それは「啓蒙」という倫理的要因であった。フランス革命に対する市民の普遍的共感から、カントは世界市民的目的論を具備する普遍史の可能性を唱えたが、かようなコスモポリタンの「憲法化」は現在の国際関係において殆ど存在していない。コスケニエミは、トルコの EU 加盟という事例から、EU が己自身を普遍的なものとする自己中心主義の陥穽に陥っている現状を強調する⁽⁴⁷⁾。カントにおいて普遍的と認められる法とは、万人の理性的自由と共存できる社会的制約を基礎づける「内面道徳」によって正当化される法である。理性的意志を法に従う意志に向けさせる内面道徳の側面なくしては、法は個別利益に還元されうるのであるから、理性的な普遍性に立脚する法の道徳的中核が決定的に重要となる。従って、憲法化は必然的に道徳的内容を含むものでなければならず、カント的リーガリズムは精神的再覚醒、道徳的志向性が随伴するものでなければならない⁽⁴⁸⁾。特定の価値観に立脚する特定の機構による決定の集合体という内実しか具備しえない現在の法を考慮すれば、カント的視座の重要性は一層強まる。

かようなカントと DP 論は連続しないが、それでは日本国憲法 9 条とカントはどのように関係づけられるか。9 条が、「侵略国の武装解除」という歴史的事実と不可分であることの重要性を愛敬浩二は指摘する⁽⁴⁹⁾。制憲の時代に、他律的要因によって非武装平和主義を規律する憲法が制定さ

(46) Karl Lowenstein, *Verfassungslehre*, 1997, s.148ff.

(47) マルティ・コスケニエミ・林美香訳「世界市民的な目的をもつ普遍史の理念と実践」思想984号、2006年、20頁。

(48) 同上、23頁。

(49) 藤田久一、杉田敦、愛敬浩二、山内敏弘、座談会「イラク戦争、改憲論の中で憲法 9 条を生かす道をさぐる」法律時報945号、2004年、24頁。

れたことにより、カント『永遠平和論』第3確定条項において、国家連合制度実現を牽引することが期待される「幸運にもある強力で啓蒙された民族」が生まれたと解釈したい。ドイルは、政治的發展と同義的發展からカント『永遠平和論』確定条項が生じると説くが、政治的發展から3つの確定条項が生じて、このもとで人間と国家が同義的發展を遂げると捉えるべき有力な主張がある。この主張は、「もっとも、カントは、同義的存在として共和制が平和連合の核となって、平和連合を拡大する可能性を否定していないが、それは、あくまで「幸運にも」の場合なのである」との付記を伴うものであった。近代国際法の原則から考えれば、主権国家が自衛目的における武力まで放棄するということは考えられないことであり、ゆえに憲法9条をめぐるのは、「主権国家固有の自衛権」は放棄しえないという議論が絶えない。が、愛敬が常に「歴史」の重みを重視して「日本国憲法制定の時代の重要性」を説くのは、侵略国として内外に悲惨な犠牲を強いたという、歴史的体験の意味を規範的要素に取り入れることの必要性を重視しているように思われる。歴史的体験の意味を規範的要素に取り入れる、といえ、それは理論的なものに転換されなければならないという観点から批判が寄せられることが予想される。例えば、法律時報69巻6号で、水島朝穂が「より上の世代がこだわってきたような、「軍なるもの」に対する、体験に基づく厳しい評価が、戦後憲法学の1つの枠を形成してきた事実」の重要性を説くのに対し、石川健治は、「そういった実感のレベルでの議論は、理論のレベルに置き換えられなくてはならないし、すでにその努力がなされてきた」と反論している⁽⁵⁰⁾。その事例として石川は、軍の特殊性を踏まえた軍民分離やシビリアン・コントロールを挙げるが、しかしそこでは、自衛隊の存在という「軍の存在そのもの」は挙げられていない。だが、愛敬や水島がその発言の行間から窺わせる、歴史的体験の事実を規範的要素としてとりこむという営為が憲法を運用する政権によっ

(50) 法律時報69巻6号、1997年、17-18頁。

て実現されるなら、憲法9条と現実の間の乖離は現状とは全く異なった様相を呈していたはずである。歴史的体験を規範的要素に、という考えが、DP論にはないけれどもカントにはある「倫理性」という要素に連続していくと考えるならば、日本国憲法9条とカントは強い親和的關係にあることになり、そこにこそDP論の限界が認められることになる。現在の日本、アメリカが親和的なDP論ではなく、カント的に解釈された日本国憲法9条によってこそ、わが国の政策は展開されるべきであると思われるのではない。